

永里弁護士、新山弁護士による「性的マイノリティ及びジェンダーに関する一般的理解」の講話について

令和7年3月19日、警察本部に永里佐和子弁護士と新山奈津子弁護士をお招きし、本部長以下全職員を対象として、永里弁護士には「LGBTQ+とジェンダー平等」、新山弁護士には「ジェンダー配慮について」と題した講話を、それぞれ実施していただきました。

講話参加者からは、「自分は数多くある性的指向の一分類に所属しているだけであることを再認識した。相手のことを理解し、平等な立場で適切な応接に心掛けていきたい。」「『男はこうあるべき、女はこうあるべき』といったアンコンシャスバイアスという無意識の思い込みや固定観念が、自分の中にあることを改めて認識することができた。無意識にその発言が出ているのではないかと思い直す機会となった。」などの感想が聞かれました。

また、同日開催した改革推進委員会にも御出席いただき、LGBTQ+等について、本部長以下各部長等との意見交換を実施しました。

